

大原大学院大学学位規程

(目 的)

第1条 大原大学院大学（以下「本学」という。）が授与する学位については、本学学則に定めるところによるほか、この規程の定めるところによる。

(学位の名称)

第2条 本学で授与する学位は、専門職学位とする。

2 専門職学位の名称及び付記する専攻分野の名称は、次の通りとする。

会計研究科 会計専攻 会計修士（専門職）

英文名：Master of Business Administration in Accounting

(学位授与の要件及び決定)

第3条 前条の学位は、本学に原則2年以上在学し、かつ、本学学則別表に掲げる授業科目について44単位以上を修得し、研究科の定める成績基準（グレード・ポイント・アベレージ）を満たす者に授与する。ただし、選択により、修士論文を作成し、学位を取得しようとする者は、必要な研究指導を受けた上、修士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。

(修士論文の提出)

第4条 修士論文は、在学期間中に提出しなければならない。

2 修士論文の提出に関しては、本学授業科目の履修に関する規程において定める。

(修士論文の審査)

第5条 修士論文の審査及び最終試験は、教授会から選出された教員3名以上からなる審査委員会がこれを行う。

2 審査委員会は、指導教員を主査とし、当該修士論文に関連する授業科目担当教員を副査とする。ただし、教授会が特に必要と認めたときは、前項以外の教員を審査委員会に加えることができる。

(審査の方法)

第6条 審査委員会は修士論文の審査及び最終試験を行う。

2 最終試験は、提出された修士論文を中心とし、これに関連する研究領域について、口頭試問により行う。

3 審査及び最終試験は、在学期間に終了しなければならない。

(審査の報告)

第7条 審査委員会は、修士論文の審査及び最終試験の結果を教授会に文書で報告しなければならない。

(教授会の審議)

第8条 教授会は、本学会計研究科の課程修了を審議して、学長に報告する。

(学位記の授与)

第9条 学長は、教授会の報告に基づき、本学会計研究科の課程を修了した者に学位を授与し、別記様式の学位記を交付する。

(学位授与の取消し)

第10条 本学において学位を授与された者に、不正の方法により学位の授与を受けたこと、名誉を汚す行為があったこと、その他これに準ずる行為があったときは、教授会の議を経て、その学位の授与を取り消すことができる。

(雑則)

第11条 この規程を変更する場合は、教授会による議を経て、学園の理事会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

なお、平成25年4月1日以前の入学者については従前の規程による。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

なお、令和6年4月1日以前の入学者については従前の規程による。

学位記	氏名	生年月日	本籍	の学位を授与する。	大原大学院大学	年 月 日	会計研究科長 氏名印	学 長 氏名印	第 号
-----	----	------	----	-----------	---------	-------	------------	---------	-----